

茨城県報

第 7 7 0 1 号

昭和63年10月24日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●身体障害者福祉法に規定する医師（障害福祉課）	1
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容の変更（ " ）	3
●身体障害者福祉法に規定する医師の辞退（ " ）	4
●第二種大規模小売店舗に関する公示（商業振興課）	5
●県立自然公園における公園事業の一部決定（観光物産課）	5
●新規土地改良事業の適当決定（農地管理課）	5
●事業認定（用地課）	6
●道路の区域変更（7件）（道路維持課）	6
●道路の供用開始（5件）（ " ）	10
●土地区画整理組合の事業計画の変更（都市計画課）	11
●都市計画事業の認可（都市施設課）	12
●換地処分（土地改良事務所）	12
●土地改良区役員の就退任（3件）（ " ）	12

公 告

●建築協定の認可（建築指導課）	16
●開発行為の工事完了（ " ）	16
●道路位置の指定（ " ）	17

正 誤

●昭和63年9月19日付け茨城県報第7691号中	17
--------------------------	----

告 示

茨城県告示第1400号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医 師 の 指 定

障害の種別	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 年 月 定 日
視 覚 障 害	眼 科	橋 本 和 彦	国 立 水 戸 病 院	水戸市東原3-2-1	63.10.13
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	原 晃	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	〃
〃	〃	武 山 実	〃	〃	〃
肢体不自由	神 経 内 科	山 田 滋 雄	水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3-12-48	〃
〃	整 形 外 科	三 枝 憲 成	県立こども福祉 医 療 セ ン タ ー	水戸市吉沢町3979-3	〃
〃	内 科	長 山 礼 三	日製日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	〃
〃	〃	岡 裕 爾	〃	〃	〃
〃	〃	島 田 雄 司	高 萩 温 泉 病 院	高萩市下手綱1951-6	〃
〃	整 形 外 科	河 村 博	河 村 医 院	笠間市笠間223	〃
〃	〃	植 松 修	きぬ医師会病院	水海道市新井木町 13-3	〃
〃	脳神経外科	金 子 宇 一	城 西 病 院	結城市上の宮 10745-24	〃
〃	外 科	長 田 省 一	長 田 医 院	東茨城郡内原町大足 980-1	〃
〃	〃	新 島 和 也	守 谷 慶 友 病 院	北相馬郡守谷町立沢 980-1	〃
〃	〃	津久井 一	水 戸 協 同 病 院	水戸市宮町3-2-7	〃
ぼうこう・直 腸機能障害	〃	〃	〃	〃	〃
心 臓 機 能 障 害	内 科	乗 杉 基	美 野 里 病 院	東茨城郡美野里町 西郷地1462	〃
〃	〃	岡 部 昭 文	日製日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	〃
〃	〃	増 山 哲 茂	石 岡 第 一 病 院	石岡市石岡13446-6	〃
〃	〃	新 田 政 男	東京医科歯科大学 医学部附属病院 霞ヶ浦分院	稲敷郡美浦村大山	〃

心臓機能障害	循環器科	藤田 享 宣	水戸中央病院	水戸市柳町1-15-1	63.10.13
呼吸器機能障害	外科	金子 慶 虎	守谷慶友病院	北相馬郡守谷町立沢 980-1	〃
〃	内科	嶋 瀬 順 二	東京医科歯科大学 医学部附属病院 霞ヶ浦分院	稲敷郡美浦村大山	〃
〃	〃	戸 川 眞 一	県立中央病院	西茨城郡友部町鯉渕 6528	〃
じん臓機能障害	〃	日ノ下 文 彦	取手協同病院	取手市寺田5901-1	〃
ぼうこう・直腸機能障害	外科	大 橋 昭	水戸済生会 総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	〃
〃	泌尿器科	武 島 仁	〃	〃	〃
〃	〃	小 林 徳 朗	守谷慶友病院	北相馬郡守谷町立沢 980-1	〃
視覚障害	眼科	三 輪 隆	土浦協同病院	土浦市真鍋新町11-7	〃

茨城県告示第1401号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨届出があった。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

内 容 変 更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関 の 名 称	医療機関の 所 在 地	医療機関 の 名 称	医療機関の 所 在 地	
肢体不自由	山 中 正 信	筑波メデカル センター病 院	つくば市天久 保1-3	山中内科 クリニック	土浦市中村南 5-30-39	63.3.1
〃	小 松 義 成	筑波大学 附属病院	つくば市天久 保2-1-1	日製日立 総合病院	日立市城南町 2-1-1	63.4.1
〃	小 林 慎太郎	小林医院	土浦市神立町 4300	小林医院	新治郡八郷町 須釜1365	63.7.1

肢体不自由	鈴木 裕 之	日製日立 総合病院	日立市城南町 2-1-1	鈴木 医 院	日立市宮田町 3-5-18	63. 8. 9
ぼうこう・直 腸機能障害	石 井 慶 太	石 岡 第一病院	石岡市石岡 13446-6	守 谷 慶友病院	北相馬郡守谷 町立沢980-1	63. 8. 1
視 覚 障 害	長 沢 徳 子	日製土浦 診療所	土浦市神立 4378-1	日製土浦 診療所	土浦市神立東 2-27-8	〃
肢体不自由	横 井 徹	〃	〃	〃	〃	〃
〃	高 山 努	秦 病 院	日立市鮎川町 2-8-16	高山整形 外科医院	日立市滑川町 2-3-29	〃
〃	大 弥 一 郎	大 弥 外科医院	土浦市中央 2-9-2	中央大弥整 形形成外科	土浦市中央 2-9-2	63. 9. 22

茨城県告示第1402号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
心臓・呼吸 器機能障害	外 科	新 島 和 也	石 岡 第 一 病 院	石岡市石岡13446-6	63. 8. 1
肢体不自由	脳神経外科	田 中 悟	城 西 病 院	結城市上の宮10745-24	63. 8. 24
〃	内 科	川 西 和 夫	日製日立総合病院	日立市城南町2-1-1	63. 8. 30
〃	神 経 内 科	大 坂 彰	水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48	63. 9. 30
視 覚 障 害	眼 科	船 田 みどり	土 浦 協 同 病 院	土浦市真鍋新町11-7	〃
肢体不自由	脳神経外科	長 尾 建 樹	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	63.10.16

茨城県告示第1403号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 デーリーストア

2 建物の名称及び所在地

茨交デーリーストア住吉店

水戸市元吉田町字一里塚西1478—1外

茨城県告示第1404号

茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第5条第1項の規定に基づき、御前山県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、茨城県商工労働部観光物産課に備え付けて縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 事業の種類 道路（首都圏自然歩道）

2 事業地

起点 — 茨城県東茨城郡御前山村（上伊勢畑・公園境界）

終点 — 茨城県西茨城郡七会村（塩子・公園境界）

終点 — 茨城県東茨城郡桂村（御前山）

茨城県告示第1405号

村田村外三ヶ村土地改良区から昭和63年9月5日付けで認可申請のあった海老江地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
海老江地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年10月25日から昭和63年11月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 明野町役場

~~~~~

**茨城県告示第1406号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 玉造町
- 2 事業の種類 玉造町親水公園整備事業及びこれに伴う農業用水路の整備事業
- 3 起 業 地
- (1) 収用の部分 茨城県行方郡玉造町字山ノ神地内
- (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
玉造町役場

~~~~~

茨城県告示第1407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 谷原息栖東庄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡波崎町大字太田 3109番地から	旧	メートル 最大 8.3 最小 7.5	メートル 153.0	
鹿島郡波崎町大字太田地先まで	新	最大 8.3 最小 7.5	153.0	迂回路の設置
		最大 14.0 最小 8.0	156.0	

茨城県告示第1408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城ノ内桃浦停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字下吉影字小川 街道1—1709—2番地から	旧	メートル 最大 11.2 最小 8.4	メートル 130.0	
東茨城郡小川町大字下吉影字小川 街道2543—2番地まで	新	最大 11.2 最小 8.4 最大 7.8 最小 6.3	130.0 153.0	迂回路の設置

茨城県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市中村西根2048番地から	旧	メートル 最大 10.4 最小 8.0	メートル 695.0	
土浦市中村西根1876番地まで	新	最大 18.1 最小 13.1	695.0	現道拡巾

茨城県告示第1410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下妻真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大字下田字砂河原 636—3番地から	旧	メートル 最大 7.5 最小 5.5	メートル 378.0	
下妻市大字下田字早堀東 899番地まで	新	最大 7.0 最小 5.5 最大 9.0 最小 5.5	378.0 413.3	迂回路の設置

茨城県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長高野筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字小泉字三川戸 326番2から	旧	メートル 最大 4.8 最小 4.8	メートル 102.3	
つくば市大字小泉字薬師脇 294番地まで	新	最大 4.8 最小 4.8 最大 5.0 最小 5.0	102.3 114.6	迂回路の設置

茨城県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市北条字中台 1454番地3から	旧	メートル 最大 14.0 最小 10.0	メートル 58.0	
つくば市北条字中台 1450番地4まで	新	最大 14.0 最小 10.0	58.0	迂回路の設置
		最大 5.0 最小 5.0	58.0	

茨城県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字市野辺 447ー6番地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 5.0	メートル 140.0	
下館市大字丙320ー7番地先まで	新	最大 16.0 最小 7.0	140.0	大橋架換に伴う 拡巾及び迂回路 の設置
		最大 11.0 最小 4.0	203.0	

茨城県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道下妻真壁線
 - 2 供用開始の区間 下妻市大字下田字砂河原 636—3 番地から
下妻市大字下田字早堀東 899 番地まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年10月24日
-

茨城県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨 城 県 藤 男

- 1 路 線 名 県道長高野筑波線
 - 2 供用開始の区間 つくば市大字小泉字三川戸 326 番地 2 から
つくば市大字小泉字薬師脇 294 番地 2 まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年10月24日
-

茨城県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道石岡筑波線
 - 2 供用開始の区間 つくば市北条字中台 1454 番地 3 から
つくば市北条字中台 1450 番地 4 まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年10月24日
-

茨城県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道高田下館線
 - 2 供用開始の区間 下館市大字市野辺 279—1 番地先から
下館市大字丙 319—1 番地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年10月25日
- ~~~~~

茨城県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年10月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道谷原息栖東庄線
 - 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字谷原字西大縄場1593番地から
鹿島郡鹿島町大字鰐川字鰐川 126 番地まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年10月26日
- ~~~~~

茨城県告示第1419号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により（結城市）鹿窪土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 結城市鹿窪土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和61年1月16日から昭和65年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
結城市大字鹿窪字新堤仲通の全部と字北志部、字西志部、字新井西及び字沼尻向の各一部
大字矢畑字若宮の一部
- 4 事務所の所在地 結城市大字結城 1447
結城市地域開発課内
- 5 設立認可の年月日 昭和61年1月16日

6 変更の主な内容 街路面積の変更，資金計画の変更，地区界の変更

7 変更認可の年月日 昭和63年10月24日

茨城県告示第1420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 日立市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3・4・88号 上の内南台線

3 事業施行期間 昭和63年10月24日から昭和69年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 茨城県日立市中成沢町二丁目，三丁目，四丁目及び一丁目

(2) 使用の部分 な し

茨城県告示第1421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき，県営ほ場整備事業営生沼地区に係る換地処分をした。

昭和63年10月24日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第1422号

稲敷郡江戸崎町大字高田1620番地の1に事務所を置く高田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月24日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 中 嶋 茂

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
江戸崎町大字高田2735番地	理 事	根 本 欣 一	
〃 〃 1386番地の1	〃	今 泉 岩 雄	
〃 〃 2415番地	〃	伊 藤 金 次	
〃 〃 2410番地	〃	伊 藤 俊 樹	

江戸崎町大字高田1379番地	理 事	宮 本 精 次
“ “ 701 番地	“	吉 原 功
“ “ 2639番地	“	根 本 茂
“ “ 2959番地	“	織 本 和 男
“ “ 2405番地の1	“	篠 崎 一 三
“ “ 515 番地の1	監 事	池 田 新 一
“ “ 2817番地の1	“	根 本 四 郎
“ “ 945 番地	“	小 川 勝 義

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
江戸崎町大字高田2735番地	理 事	根 本 欣 一	
“ “ 1386番地の1	“	今 泉 岩 雄	
“ “ 1379 番地	“	宮 本 精 次	
“ “ 701 番地	“	吉 原 功	
“ “ 2405番地の1	“	篠 崎 一 三	
“ “ 2630番地	“	橋 本 正 男	
“ “ 2063番地	“	根 本 定之介	
“ “ 2667番地	“	川 崎 茂 男	
“ “ 3014番地	“	黒 田 浩	
“ “ 515 番地の1	監 事	池 田 新 一	
“ “ 945 番地	“	小 川 勝 義	
“ “ 2771番地	“	宮 本 四 郎	

茨城県告示第1423号

つくば市大字上河原崎に事務所を置く上河原崎土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 丹 下 律 夫

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字上河原崎413	理 事	齋 藤 弥四郎	
“ 大字鬼ヶ窪1108	“	根 本 保 夫	
“ 大字上河原崎416	“	中 山 健	
“ “ 153	“	宮 本 信 雄	

つくば市大字下河原崎 340	理 事	原 科 廣 志
" 大字島名 663	"	若 倉 勇
" " 636 の 1	"	菅 谷 恵
" 大字鬼ヶ窪 1129	"	谷 口 満 雄
" " 1197	監 事	大 里 守
" 大字上河原崎 433 の 2	"	齋 藤 万 吉

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字上河原崎 413	理 事	齋 藤 弥四郎	
" 大字鬼ヶ窪 1108	"	根 本 保 夫	
" " 1129	"	谷 口 満 雄	
" 大字島名 663	"	若 倉 勇	
" 大字谷田部 4774 の 1 4 棟 302 号	"	中 山 康 夫	
" 大字下河原崎 333	"	原 科 邦 夫	
" 大字島名 529	"	菅 谷 一 郎	
" 大字上河原崎 6 の 12	"	宮 本 茂	
" 大字鬼ヶ窪 1197	監 事	大 里 守	
" 大字上河原崎 433 の 2	"	齋 藤 恵 子	

茨城県告示第1424号

猿島郡境町2076番地に事務所を置く長井戸沼土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月24日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町2107番地の 4	理 事	酒 井 英 一	
" " 176 番地	"	福 島 森 蔵	
" " 大字猿山 143 番地の 1	"	関 啓次郎	
" " 大字長井戸 963 番地の 1	"	菅 谷 高 男	
" " " 1584 番地の 2	"	小 島 幹 蔵	
" " 大字塚崎 2532 番地	"	落 合 一 雄	
" " " 2631 番地の 1	"	関 一 次	

猿島郡境町大字塚崎731番地の1	理 事	海老原 新 吉
" " " 1101番地	"	小野里 隆 一
" " 大字稲尾90番地の1	"	青 木 才 吉
" " 大字志鳥510番地の2	"	金久保 朝 一
" 三和町大字谷貝658番地	"	鈴 木 文 吾
" " 大字山田350番地	"	沼 田 清 次
" " 大字仁連29番地	"	荻 部 庄太郎
" 総和町大字葛生838番地の2	"	森 谷 弥市郎
" " " 1651番地	"	鶴 見 博
" " 大字久能123番地	"	高 田 義 尉
" " 大字下大野1351番地	"	関 口 登 一
" " 大字高野1514番地の2	"	羽 部 元 司

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町2107番地4	理 事	酒 井 英 一	
" " 176 番地	"	福 島 森 藏	
" " 大字猿山267番地	"	秋 田 榮 一	
" " 大字長井戸731番地	"	菅 谷 利 一	
" " " 1584番地の2	"	小 島 幹 藏	
" " 大字塚崎2532番地	"	落 合 一 雄	
" " " 2631番地の1	"	関 一 次	
" " " 731番地の18	"	海老原 新 吉	
" " " 756番地	"	長谷川 清	
" " 大字稲尾705番地の1	"	栗 田 生三郎	
" " 大字志鳥615番地の1	"	金久保 章	
" 三和町大字谷貝658番地	"	鈴 木 文 吾	
" " 大字山田185番地	"	香 取 昭二郎	
" " 大字大和田483番地	"	児矢野 忠 男	
" " 大字仁連29番地	"	荻 部 庄太郎	
" 総和町大字葛生1651番地	"	鶴 見 博	
" " 大字柳橋1281番地	"	吉 原 正 治	
" " 大字久能1195番地の1	"	梅 田 昭 雄	
" " 大字下大野1022番地	"	青 木 倉 雄	
" " " 1119番地の2	"	江 原 敏 夫	
" " 大字高野1091番地の2	"	吉 沼 利 吉	

猿島郡総和町大字葛生1749番地の1 監 事 菅 谷 邦 三

公 告

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第3項の規定で準用する同法第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同法第76条の3第3項の規定で準用する同法第73条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申 請 人 東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地
常陸興業株式会社
代表取締役 真 家 四 郎
- 2 建築協定の名称 ハイシティ南が丘住宅地（第3工区）建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積
竜ヶ崎市南が丘4丁目1番の1ほか
44,425.5平方メートル
- 4 建築協定の内容 竜ヶ崎市役所において縦覧に供する。
- 5 認 可 年 月 日 昭和63年10月14日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂湊市相金町27番1，同番10
- 2 事業主の住所及び氏名
那珂湊市和田町2丁目12番1号
財団法人 那珂湊市住宅公社
理事長 深 川 忠 義

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年10月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第479号	63.10.17	株式会社 ミツワ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿島郡大野村大 字大小志崎 789番3	鹿島郡大野村大字大小 志崎字後山745番29, 765番2, 同番3	メートル 4.20	メートル 103.08

正 誤

●昭和63年9月19日付け茨城県報第7691号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	12	大 字 奥 原	奥 原 町

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は線下発行（金 2, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)